

特許を受けることができる発明であるためには、「新規性を有していること」が必要になります。新規性というのは単純に「新しい」ことをいいます。

大学の先生方の場合、自分で発明の内容を発表してしまったことにより、新規性がなくなるケースが多くあります。

以下のような場合は、新規性がないとみなされるので十分ご注意ください。

- ア. 国内外の学会、研究会などで自己の発明を発表してしまった場合
- イ. 国内外の雑誌、刊行物などで自己の発明を発表してしまった場合
- ウ. 守秘義務のない第三者が出席する発表会で自己の発明を発表してしまった場合
(学内であっても学外であっても、守秘義務のない第三者が出席するのであれば同じです)
- エ. ホームページなどで自己の発明を発表してしまった場合

新規性喪失の例外 用語 について

特許庁では、発明者が発明を公開した日から6ヶ月以内に特許出願 用語 すれば、新規性喪失の例外として、新規性を認めましょうという規定を作っています。

ただし、あくまでもこれは例外であり、第三者が同じ発明について先に特許出願していた場合や先に公開していた場合には、特許を受けることができません。

また、海外への出願を予定している場合には、ヨーロッパ各国では、この新規性喪失の例外は認めておりませんので、十分に注意する必要があります。